

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会規約(以下「規約」という。)

第13条第2項の規定に基づき、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、規約第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整する。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる構成員をもって組織し、協議資料の作成等を行うため分科会を設置する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

2 役員は、構成員の協議により定めるものとする。

(役員の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 部会長は会議の議長となる。

3 部会長は、必要に応じて関係者の出席を要請することができる。

4 専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	関係所管課			構成員
	観音寺市	大野原町	豊浜町	
企 画	企画課 秘書課	総務企画課	総務課 まちづくり推進室	担当課長及び 担当職員
財 政	総務課 会計課 監査事務局	総務企画課 出納室	総務課 出納室	同上
総 務	総務課 秘書課 選挙管理委員会事務局	総務企画課	総務課	同上
住 民	税務課 市民課 健康増進課 人権推進課	住民課 税務課 総務企画課	住民生活課 税務課 総務課 健康福祉課	同上
環 境	生活環境課 下水道課 健康増進課	住民課	住民生活課	同上
健康福祉	健康増進課 福祉事務所	福祉保健課	健康福祉課 わたつみ苑 老人介護支援センター	同上
産業経済	農林水産課 商工観光課 建設課 都市開発課 農業委員会事務局 競輪事業局	経済課 農業委員会事務局	経済課 総務課 農業委員会事務局	同上
都市計画	都市計画課	総務企画課	建設水道課	同上
建 設	建設課 都市計画課	建設水道課 経済課	建設水道課 住民生活課	同上
上下水道	水道局 下水道課	建設水道課	建設水道課	同上
教 育	庶務課 学校教育課 生涯学習課 人権・同和教育課	教育課	教育委員会事務局	教育委員会事 務局の担当課 長及び担当職 員
議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局長 及び担当職員